

平成25年度

畜産経営安定支援事業費

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	農林水産部 畜産課		担当者	上床 博道		
根拠法令等	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 及び各補助金交付要領					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業		<input type="checkbox"/> 建設・整備事業	<input type="checkbox"/> 施設管理	<input type="checkbox"/> 内部管理	
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり		施策	農業の振興		
			小施策	畜産振興対策の推進		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	6 農林水産業費	項	2 畜産業費	目	1 畜産総務費
	事項	畜産振興育成事業費		細事項	畜産経営安定支援事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	子牛預かり施設への運営費補助をはじめ各種農家支援に係る補助事業を実施することで、本市農業の基幹をなす畜産経営体（個人・法人）の経営効率化や所得向上等を促進し、足腰の強い畜産農家の育成を図るもの				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	畜産経営の個別経営体（個人・法人等）				
	手段（市がどのような活動をするか）	各種補助事業により経営支援を行う。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	足腰の強い畜産経営体の経営強化を図るため				
	事業開始年度	平成25年度				
			指標名	目標値	目標年度	
活動指標		畜産農家数	400戸	平成28年度		
成果指標		畜産物生産額	100億円	平成28年度		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	9,273	8,486	8,499	8,500	8,500
	補助金	9,273	8,486	8,499	8,500	8,500
	子牛預かり施設管理 事業運営補助金	2,340	2,280	2,350	2,350	2,350
	自給飼料増産対策水 田活用モデル事業補 助金	1,610	920	1,150	0	0
	特別農協有牛導入等 事業利子補給金	3,150	4,119	2,890	4,040	4,040
	こしき地域生産農家 支援事業補助金	2,057	676	1,600	1,600	1,600
	口蹄疫経営維持緊急 資金利子補給事業補 助金	80	80	100	100	100
	畜産経営維持緊急支 援資金利子補助金	36	411	409	410	410
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	9,273	8,486	8,499	8,500	8,500
	要員配置状況	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
職員	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	511戸	477戸	450戸	430戸	410戸	
成果指標の推移	9,155,579千円	9,300,000千円	9,500,000千円	9,700,000千円	9,900,000千円	
特筆すべき事項等	①高齢化等により廃業が増加し、農家戸数の減少が著しい。 ②規模拡大が進み、1戸あたり飼養頭数は、増加している。 ③畜産物生産額は、平成21年度を底に上昇してきている。					

1 本市における畜産農家戸数の推移

(単位:戸)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
肉用牛	繁殖(子牛)	486	465	412	385
	肥育	46	39	41	35
酪農		4	4	4	4
	繁殖(子豚)	9	7	6	7
養豚	肥育	11	8	5	6
	採卵	10	3	4	3
養鶏	ブロイラー	27	37	39	37
	合 計	626	593	511	477

2 本市における畜産物生産額の推移

(単位:千円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
肉用牛	繁殖(子牛)	1,387,607	1,535,280	1,508,700	集計中
	肥育	3,360,988	3,183,735	3,221,189	3,671,135
酪農		79,050	72,314	81,601	
	繁殖(子豚)	117,643	207,679	314,811	8,653
養豚	肥育	1,106,474	606,277	439,628	385,678
	採卵	60,949	55,264	66,207	62,948
養鶏	ブロイラー	2,137,247	2,188,344	3,334,122	3,436,864
	合 計	8,450,933	7,708,356	8,983,551	9,155,579

所管部課名	農林水産部畜産課		担当者	別府芳美				
事務事業名	畜産経営安定							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱・子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	2,350千円	国県支出金	その他		一般財源	その他の内容		
		千円	千円		2,350千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	繁殖用雌牛頭数			4,800頭		平成28年度		
成果指標②	—			—		—		
補助対象者	北さつま農協							
補助対象経費	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図る事業に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	子牛預かり施設に預託する子牛価格の安定と事故発生の損失軽減を図るための事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	旧JAさつま川内（入来キャトルセンター） 5,000円/頭 旧JAさつま（さつまキャトルセンター） 定額							
補助金額又は補助率の積算方法	同上							
補助を受ける 過去3カ年の事業 (団体)等の 決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	7,460,000	57.5%	7,570,000	58.4%	8,310,000	63.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	3,755,000	29.0%	3,980,000	30.7%	3,880,000	29.8%
		寄付金・その他助成	3,705,000	28.6%	3,590,000	27.7%	4,430,000	34.0%
		市補助金	2,455,000	18.9%	2,340,000	18.1%	2,280,000	17.5%
		さつま町補助金	3,050,000	23.5%	3,050,000	23.5%	2,450,000	18.8%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	12,965,000	100.0%	12,960,000	100.0%	13,040,000	100.0%	
	支出	事業費	12,965,000	100.0%	12,960,000	100.0%	13,040,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	12,965,000	100.0%	12,960,000	100.0%	13,040,000	100.0%
支出計/前年度支出計				100.0%		100.6%		
自己資金/前年度自己資金				101.5%		109.8%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		2件		2件		2件		
成果指標の推移①		4,991頭		4,941頭		4,656頭		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	①継続 ②③④特に無し ⑤事業説明会時に周知 ⑥特に無し ⑦肉用牛農家の規模拡大と高齢者の管理軽減及び商品性向上を図る上で大変重要である。 ⑧この施設は、肉用牛農家の規模拡大と高齢者の管理軽減を図る上で大変重要であり、JA・市町・農家の負担割合で実施する事業であり、本市の負担額が減額されると事業推進に影響を及ぼす。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	肉用牛農家の規模拡大と高齢者の労力軽減を図りながら繁殖用雌牛頭数を維持・拡大する上で大変重要な施設である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	・農家の過剰投資や労力不足を緩和する機能を有しており、当面行政の支援が必要である。 ・餌地域の肉用牛は全頭当該施設へ預けることから、必要不可欠な施設への支援である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	肉用牛農家の規模拡大と労力軽減や農家の事故等に係る一時預かりなど多方面の農家ニーズに対応した施設への支援である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政が実施するには、多額の設備投資と、人件費等の維持管理費が必要になる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領に規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	肉用牛振興を図る上からも、半永続的な補助とならざるを得ない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	畜産の振興のため各種事業に積極的に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	畜産農家の過剰投資の抑制や労力の軽減につながることから適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	毎年、関係者で運営協議を実施しながら負担金や運営状況等について検討している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 この施設は、肉用牛農家の規模拡大と高齢者の管理軽減を図る上で大変重要であり、JA・市町・農家の負担割合で実施する事業であり、本市の負担額が減額されると事業推進に影響を及ぼすため。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

1 本市における繁殖用雌牛頭数の推移

(単位:頭)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
繁殖用雌牛頭数	5,050	5,016	4,991	4,941	4,656	
子牛セリ市 上場頭数	3,397	3,366	3,609	3,415	3,558	
子牛預かり施設 受入頭数	計	435	347	349	340	361
	入	347	282	291	268	286
	さ	88	65	58	72	75

※さつまキャトルセンターの受入頭数は、祁答院町からの受入頭数を示す。
(総受入頭数は、450～500頭)

2 本市におけるWCS用稲の作付面積の推移

(単位:ha、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
作付面積	34.2	86.5	128.5	160.0
目標達成率	17.1	43.3	64.3	80.0

※目標達成率は、平成28年度目標(200ha)に対する達成率を示す。

ＪＡ北さつま（川内地区）子牛育成事業及び事故補償要領

第1条（目的）

この要領は、ＪＡ北さつま（川内地区）子牛育成事業運営要領に基づき、北さつま農業協同組合（以下ＪＡという）の（川内地区）子牛育成舎に委託された子牛価格の安定と事故発生の損失を軽減し、委託農家の経営安定化に資する事を目的とする。

第2条（基金積立及び委託助成金）

- (1) この基金は、市、ＪＡ及び契約農家で（以下「三者」という）、次の金額を積み立てるものとする。
市及びＪＡは管内預け頭数1頭当たり5,000円
契約農家は1頭当たり5,000円
- (2) この基金から委託料助成金に当てるものとして別途管理する。
- (3) 平成15年度以降については、市、ＪＡは委託料助成分相当額を積立するものとするが事情により基金累計残高が不足すると組合長が判断した場合は、行政・ＪＡ双方で協議し、基金累計残高を増額することができるものとする。
但し、農家積立金については継続して5,000円を積立てる。

第3条（基金造成時期及び造成額）

この基金の造成期間は、次のとおりとする。

- (1) 契約農家……………受入時、受入頭数1頭当たり5,000円とする。
- (2) 市及びＪＡは当年2月末受入れ実績頭数により1頭当たり5,000円を2月末及び3月末に積立るものとする。

第4条（子牛価格補償金支払）

この補給金支払いは、委託した子牛が出場した薩摩中央家畜市場において自家保留を含む全体の税抜き価格が、330千円を下回った場合に次の金額を支払うものとする。支払い金額は330千円から国の子牛生産者補給金制度の保証基準価格との差額との80%とする。

第5条（施設運営補填）

施設の運営に関する事項については、薩摩川内市及びＪＡとの協議により、基金より補填出来るものとする。

第6条（事故補償金支払）

この施設で廃用及び死亡事故が発生した場合は、獣医師の診断を受け次の金額を支払うものとする。また、この施設で何らかの影響により発育不良となり廃用までには至らず子牛せりに出場したが、そのせりでのせり平均価格の50%に達しなかったものについては、下記の通り補償金を支払うものとする。また、傷病等についてもせり後、市及びＪＡで構成する事故審査委員会を開催し、都度協議するものとする。

(1) 死亡・廃用における補償額

(単位：千円)

月齢	評価額	補償額
4ヶ月以内	205	145
5ヶ月以内	230	170
6ヶ月以内	255	195
7ヶ月以内	280	220
8ヶ月以内	305	245
8ヶ月を超えた場合	330	270

(2) 発育不良による補償（せり平均の50%に達しなかったもの）

去勢はキャトルセンター増体（DG）が0.7kg未満、雌は0.6kg未満については50%との差額。上限を10万円とする。

(3) 傷病（事故）による補償

事象について個体毎に事故審査委員会において補償額を協議し決定する。

第7条（委託料助成）

農家の負担を軽減し農家の経営安定に資するため、この基金より委託料の一部を助成する。助成金額は子牛育成舎に委託された期間1日につき1頭当たり250円以内とする。

但し、状況及び情勢に応じて薩摩川内市及びJAとの協議により改定出来るものとする。

第8条（支払期間）

JAは価格補給金及び委託料助成金の支払いを契約農家が出荷した子牛代金と同じ時期に支払い、事故補償金の支払いを事故発生の翌月末までに支払うものとする。

第9条（会計）

JAはこの基金に関する事務のいっさいを行うものとする。この会計はJAの口座で管理し、果実は基金に繰り入れるものとする。

会計監査は、毎年JAの監事監査において行うものとする。

第10条（事業年度）

この事業年度は毎年3月1日より翌年2月末までとする。

第11条（改廃）

この要領の改廃は、薩摩川内市及びJAとの協議により決定する。

第12条（その他）

この要領に定める事項について、疑義を生じたとき及び、この要領の定めない事項については、薩摩川内市及びJAとの協議により決定する。

付則

この要領は平成22年3月1日より施行する。

子牛預かり施設管理事業運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる子牛預かり施設管理事業運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る補助事業等は、子牛育成施設に預託する子牛の価格安定及び事故発生時の損失の軽減を図るための基金積み立てを行うものであること。

(補助金の額)

第3条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 子牛預かり施設管理事業運営補助金は、子牛育成施設に預託する子牛の価格安定及び事故発生時の損失の軽減を図るための基金積み立てに要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に子牛預かり施設管理事業運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 基金積み立てを証する書類（コピー可）
- (2) 基金現在高ほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、子牛預かり施設利用状況をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 子牛預かり施設管理事業運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

3 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

4 子牛預かり施設管理事業運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	農林水産部畜産課		担当者	別府芳美				
事務事業名	畜産経営安定							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	1,150千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	1,150千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	WCS用稲（稲発酵粗飼料）作付け面積		200ha		平成28年度			
成果指標②	—		—		—			
補助対象者	耕種農家（任意組合）							
補助対象経費	自給飼料増産対策水田活用モデル事業は1ha以上の団地化によりWCS用稲の栽培に要する経費の一部							
補助対象事業・活動の内容	水稲農家と畜産農家が連携してWCS用稲栽培の団地化に取り組むことで、粗飼料自給率の向上と水田の有効活用を図るための事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	1ヘクタール以上の団地化に対し、10アール当たり23,000円（上限230,000円）を耕種農家に交付する。							
補助金額又は補助率の積算方法	1ヘクタール以上の団地化に対し、10アール当たり23,000円（上限230,000円）を耕種農家に交付する。							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	0	#DIV/0!	7,386,000	82.1%	3,719,000	80.2%
		会費収入		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		事業収入	0	#DIV/0!	7,386,000	82.1%	3,719,000	80.2%
		寄付金・その他助成		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		市補助金	0	#DIV/0!	1,610,000	17.9%	920,000	19.8%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		#DIV/0!		0.0%		0.0%
	計	0	#DIV/0!	8,996,000	100.0%	4,639,000	100.0%	
	支出	事業費		#DIV/0!	8,996,000	100.0%	4,639,000	100.0%
		人件費		#DIV/0!		0.0%		0.0%
		その他事務費		#DIV/0!		0.0%		0.0%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
				#DIV/0!		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		#DIV/0!		0.0%		0.0%
	計	0	#DIV/0!	8,996,000	100.0%	4,639,000	100.0%	
	支出計/前年度支出計				#DIV/0!		51.6%	
	自己資金/前年度自己資金				#DIV/0!		50.4%	
翌年度繰越金/市補助金		#DIV/0!		0.0%		0.0%		
交付件数		—		7件		4件		
成果指標の推移①		34.2ha		86.5ha		128.5ha		
成果指標の推移②		—		—		—		
特記すべき事項等	①廃止：粗飼料増産対策のモデル事業として一定の効果が得られたため ②③④特になし ⑤事業説明会時に周知 ⑥特になし ⑦想定以上の成果となっている。 ⑧特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

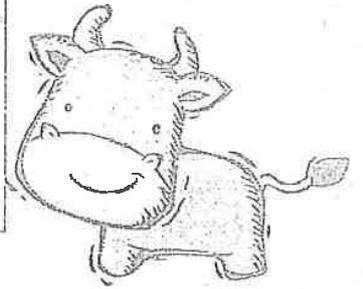
要件	項目	主管課評価	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	国も粗飼料増産対策と自給率の向上に積極的に取り組んでいる中での本市独自の事業であり、国の政策にも合致している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	当該事業は、同一圃場での補助を認めていないことから、新たなWCS用稲栽培面積の拡大につながっており、作付け面積の拡大・定着を誘導する観点から支援は必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	本市におけるWCS用稲の栽培面積は、大きく拡大しており、効果が現れている。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市は農地を保有していないので、水稻作付者を補助対象としている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金交付要領に規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	一定の成果が得られたので、廃止を検討する。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	C	当該補助事業以外の活動は行っていない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	WCS用稲の団地化を誘導するためのモデル事業である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金交付要領に規定されており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

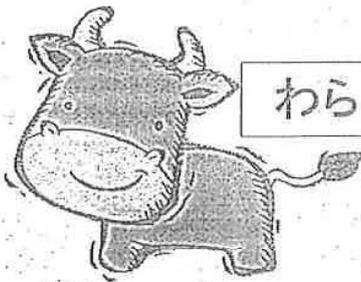
内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 WCS用稲の栽培面積が大きく増加し、今後も増加が見込まれることから、粗飼料増産対策のモデル事業として一定の効果が得られたため
改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画	なし

飼料用米
とは？

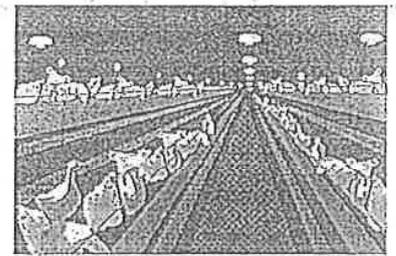
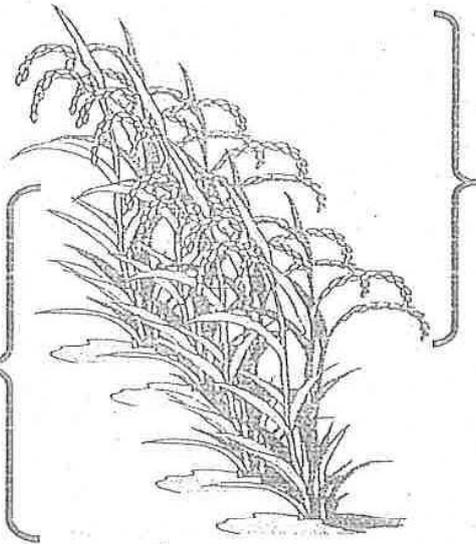
家畜の飼料として米(子実)
を給与します。輸入飼料(トウ
モロコシや麦)の代替として利
用することで、飼料自給率向
上が期待されます。



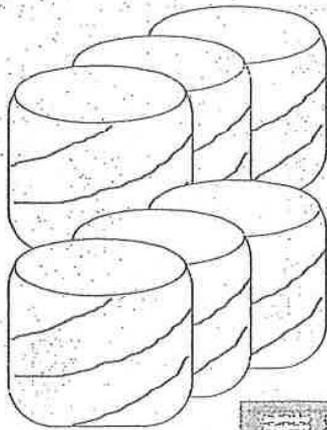
米
(子実)



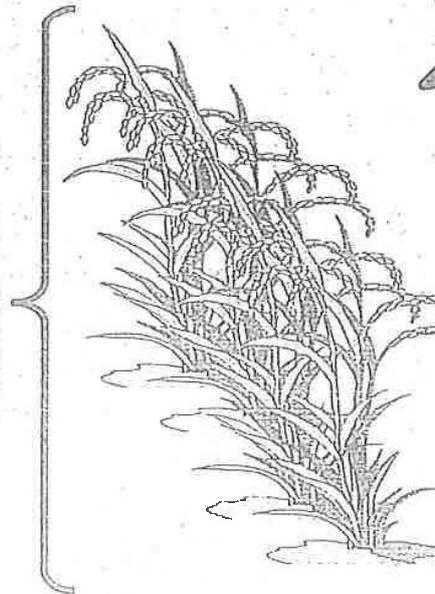
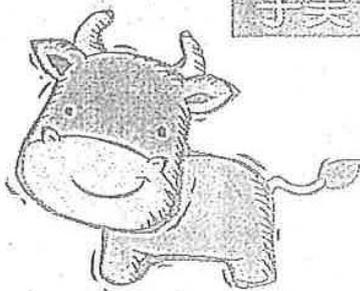
わら



WCS用稲
とは？



葉と
子実



稲の「葉と子実」両方を牛
の飼料とします。

より良い飼料とするため
収穫した稲を「サイレージ化
(発酵)」させます。これを
「稲WCS＝稲発酵粗飼料」と
いいます。

収穫は、ロールベーターと
ラッピングマシンを用いて
行います。

自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる自給飼料増産対策水田活用モデル事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金に係る補助事業等は、粗飼料確保と水田の有効活用により耕作放棄地の拡大を防止し、自給粗飼料の向上を図るために水稲農家と畜産農家が連携して飼料用稲(WCS)栽培の団地化への取り組みを推進するために行うものである。

(補助金の額)

第3条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業は、1ha以上の団地化により飼料用稲(WCS)の栽培に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る栽培収穫等状況確認写真
- (3) 当該補助事業等に係る利用供給契約書
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、水田有効活用と粗飼料自給率をもって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 自給飼料増産対策水田活用モデル事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。

所管部課名	農林水産部畜産課	担当者	川島正人					
事務事業名	畜産経営安定							
根拠法令	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	2,890千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 2,890千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	繁殖用雌牛頭数		4,800頭	平成28年度				
成果指標②	—		—	—				
補助対象者	北さつま農業協同組合							
補助対象経費	特別農協有牛導入等事業の利子補給金							
補助対象事業・活動の内容	本市に住所を有する畜産農家を対象に特別農協有牛導入等事業を行う農業協同組合に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付するための事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	利子補給率は、年2.0パーセント以内							
補助金額又は補助率の積算方法	貸付金額×0.02							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,519,000	100.0%	3,150,000	100.0%	4,119,000	100.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,519,000	100.0%	3,150,000	100.0%	4,119,000	100.0%
	支出	事業費	2,519,000	100.0%	3,150,000	100.0%	4,119,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,519,000	100.0%	3,150,000	100.0%	4,119,000	100.0%
	支出計/前年度支出計			125.0%		130.8%		
	自己資金/前年度自己資金			#DIV/0!		#DIV/0!		
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
	交付件数	1件		1件		1件		
成果指標の推移①	4,991頭		4,941頭		4,656頭			
成果指標の推移②	—		—		—			
特記すべき事項等	①継続 ②平成25年3月1日貸付分より利子補給率を従来の2%から1%に削減、規則改正済み ③特に無し ④特に無し ⑤事業説明会時に周知 ⑥特に無し ⑦貸付利率の変動に対応していく。 ⑧特に無し							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	農協に利子補給する形となっているが、受益者は資金を活用する畜産農家である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	規模拡大志向農家の金利負担を軽減するものであり、繁殖用雌牛頭数を維持・拡大するうえで必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	農家の金利負担を軽減するものであり経営の安定と家畜の改良に資するための支援である。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農協が実施する家畜貸付事業に対する補助であり、農協が実施する方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則に規定されており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	特別農協有牛導入事業をJAが実施する限り、支援を続けたい。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農協は各種補助金等に関し農家を代表する事業主体として、各種事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	農協が実施している家畜貸付事業に係る利子補給であり最も妥当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則に規定されており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 平成25年3月1日貸付分より利子補給率を従来の2%から1%に削減、規則改正済みのため、貸付利率の変更が無い限りこのまま継続
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 なし

○薩摩川内市特別農協有牛導入等事業利子補給金交付規則

平成18年3月1日

規則第12号

改正 平成19年3月28日規則第27号

平成23年9月1日規則第46号

平成24年2月1日規則第1号

平成24年3月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、及び条例を実施するため、特別農協有牛導入等事業利子補給金（以下「利子補給金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第1条の2 市長は、市内の畜産農家の経営安定に資することを目的に、本市に住所を有する畜産農家を対象に特別農協有牛導入等事業を行う農業協同組合に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

(定義)

第2条 この規則において、「特別農協有牛導入等事業」とは、北さつま農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）の特別農協有牛預託規程及び特別農協有牛預託要領に基づき、農業協同組合が本市の畜産農家に対して行う事業をいう。

(利子補給金の利子補給率)

第3条 利子補給金の利子補給率は、年1.0パーセント以内とする。

(貸付の報告)

第4条 農業協同組合が本市の畜産農家に対して特別農協有牛導入等事業による貸付を行った場合は、その実績を速やかに、特別農協有牛導入等事業貸付実績報告書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、特別農協有牛預託規程及び特別農協有牛預託要領に基づき、農業協同組合が本市の畜産農家に対して貸し付けた日から遅滞なく償還された日までの期間（以下「計算期間」という。）における特別農協有牛導入等事業につき、その融資した額に発生する利子（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）に計算期間日数を乗じた積数を365で除して、貸付利

率を乗じて得た額とする。)に、第3条に規定する利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする農業協同組合は、計算期間満了後3箇月以内に、特別農協有牛導入等事業利子補給金交付申請書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金を交付することが適当であると認めるときは、特別農協有牛導入等事業利子補給金交付決定通知書(様式第3号)により、当該農業協同組合に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利子補給金の請求)

第8条 前条の通知を受けた農業協同組合は、同条の通知書の写しを添えて、市長が指定する日までに、利子補給金の請求をしなければならない。

(利子補給契約)

第9条 利子補給金の交付は、前3条に定めるもののほか、市長と農業協同組合との間において締結する契約に基づいて行うものとする。

2 前項の契約は、特別農協有牛導入等事業利子補給金交付契約書(様式第4号)により締結するものとする。

(成果)

第10条 この利子補給金の交付を通じて得ようとする成果は、畜産農家の経営の安定とする。

(見直しの期間)

第11条 利子補給金に係る条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第12条 利子補給金に係る条例第4条第2項第1号に定める効果は、償還計画に対する償還の実績その他畜産農家の経営の安定化の状況を指標に用いて測定するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年3月31日以後の特別農協有牛導入等事業について適用する。

2 薩摩川内市産業経済部関係補助金等交付要綱(平成16年薩摩川内市告示第

16号)に基づき、平成17年3月31日より前に既に交付された樋脇地域特別農協有牛預託事業利子補給金及び東郷地域限定特別農協有牛預託事業利子補給金については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月28日規則第27号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月1日規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、平成25年3月1日以後に北さつま農業協同組合が行う特別農協有牛導入等事業について適用し、同日前に行われた特別農協有牛導入等事業については、なお従前の例による。

所管部課名	農林水産部畜産課		担当者	江口良浩				
事務事業名	畜産経営安定							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成25年度 予算額	1,600 千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	1,600 千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	繁殖用雌牛頭数		250頭		平成28年度			
成果指標②	子牛せり市平均価格		薩摩中央家畜市場平均		平成28年度			
補助対象者	甌島地域肉用牛振興会							
補助対象経費	優良牛導入（雌牛更新）、子牛預かり施設航送料、子牛別飼施設整備(H23のみ)							
補助対象事業・活動の内容	甌地域における肉用牛経営の課題を解決し、肉用牛農家の経営安定と畜産振興を推進するための事業。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	・優良雌牛導入補助： 1頭につき5万円 ・子牛預かり施設航送料：実費相当額（4000円-国庫補助金）							
補助金額又は補助率の積算方法	・優良雌牛導入補助： 1頭につき5万円 ・子牛預かり施設航送料：実費相当額（4000円-国庫補助金）							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		368,000	15.2%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入			368,000	15.2%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			2,057,000	84.8%	676,400	100.0%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		2,425,000	100.0%	676,400	100.0%	
	支出	事業費			2,425,000	100.0%	676,400	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
計	0		2,425,000	100.0%	676,400	100.0%		
支出計/前年度支出計					27.9%			
自己資金/前年度自己資金					0.0%			
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%			
交付件数	—		1件		1件			
成果指標の推移①	252頭		243頭		219頭			
成果指標の推移②	△94,290円		△70,290円		△57,871円			
特記すべき事項等	①子牛預かり施設航送料：継続、優良雌牛導入補助：子牛セリ市価格の推移を見守りながら随時見直しを検討する。 ②③特になし ④畜産振興補助事業の事業主体として、各種事業に取り組んでいる。 ⑤総会・事業説明会時に周知 ⑥特になし ⑦甌地域の子牛平均価格は、これまで薩摩中央家畜市場の平均価格と比較すると約10万円の差が生じていたが、平成23年度以降その差が縮小してきている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	甌島地域肉用牛振興会には、甌地域の全畜産農家が参加しており、甌地域の畜産業全体の利益に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	子牛別飼施設整備（H23のみ）は放牧主体の経営からの改善の観点から、優良雌牛導入補助は家畜改良の観点から、子牛預かり施設航送料は離島である地域的ハンディの克服等の観点から必要性は高い。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	甌地域の子牛平均価格は、これまで薩摩中央家畜市場の平均価格と比較すると約10万円の差が生じていたが、平成23年度以降その差が縮小してきている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	甌地域の畜産農家を対象とした補助である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	甌地域生産農家支援事業補助金交付要領に規定されており妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	補助対象のうち、子牛預かり施設への子牛の航送料補助については、地域的ハンディの克服の観点から子牛輸送がある限り続けていく必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	甌島地域肉用牛振興会には、甌地域の全畜産農家が参加し、畜産振興補助事業の事業主体として、各種事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域的ハンディの克服の観点から畜産農家支援として最も妥当な政策手段であると認められる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	甌地域生産農家支援事業補助金交付要領に規定されており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（二次）結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input checked="" type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 子牛預かり施設航送料については継続することとし、優良雌牛導入補助については子牛セリ市価格の推移を見守りながら随時見直しを検討するため。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・優良雌牛導入補助内容の検討を行う。 ・農林水産部関係補助金見直し期間（3年）にあわせて検討を行う。

1. 甌地域における肉用牛農家の推移

(単位：戸・頭)

	里		上甌		下甌		鹿島		計	
	戸数	頭数								
H20年度	1	63	2	96	11	87	3	26	17	272
H21年度	1	71	2	90	11	88	2	12	16	261
H22年度	1	65	1	90	8	85	2	12	12	252
H23年度	1	60	1	83	7	81	2	19	11	243
H24年度	1	59	1	64	6	75	2	21	10	219

2. 甌地域における子牛せり市価格の推移

(単位：頭、円)

	薩摩市場平均(A)		甌地域平均(B)		差 ((B) - (A))
	頭数	金額	頭数	金額	
H22年度計	6,768	426,546	180	332,256	△94,290
H23年度計	9,054	442,108	165	371,818	△70,290
H24年度計	9,284	452,113	161	394,242	△57,871
H24. 4月	913	453,909	13	396,692	△57,217
H24. 5月	899	441,387	12	372,417	△68,970
H24. 6月	861	431,172	23	369,783	△61,389
H24. 7月	656	441,546	18	413,389	△28,157
H24. 8月	755	434,033	11	453,090	19,057
H24. 9月	702	422,905	5	362,200	△60,705
H24. 10月	782	426,808	13	369,846	△56,962
H24. 11月	710	443,855	11	370,818	△73,037
H24. 12月	729	482,077	17	411,588	△70,489
H25. 1月	688	471,485	16	405,313	△66,172
H25. 2月	802	488,101	13	396,615	△91,486
H25. 3月	810	488,064	9	397,889	△90,175
H25. 4月	826	481,870	11	433,455	△48,415
H25. 5月	809	494,763	15	465,933	△28,830
H25. 6月	769	498,821	14	469,214	△29,607
H25. 7月	702	516,262	11	461,363	△54,899

※子牛セリ価格は、売却、本人を含む税抜き価格

こしき地域生産農家支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げるこしき地域生産農家支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 こしき地域生産農家支援事業補助金に係る補助事業等は、甌地域における肉用牛経営の課題を解決し、肉用牛農家の経営安定と畜産振興を推進するために行うものである。

(補助金の額)

第3条 こしき地域生産農家支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 こしき地域生産農家支援事業補助金事業は次のいずれかに該当する場合にはこれを交付する。

- (1) 優良牛導入(繁殖牛更新)
- (2) 子牛預かり施設航走料
- (3) その他必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 こしき地域生産農家支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 こしき地域生産農家支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にこしき地域生産農家支援事業補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 こしき地域生産農家支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る納入確認写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 こしき地域生産農家支援事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、本市管内地域における次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 繁殖牛更新率
- (2) 本土地域との航走料に係る是正率

(補助事業者等の責務)

第9条 こしき地域生産農家支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 こしき地域生産農家支援事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成25年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成26年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。